

令和2年9月1日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年4月11日(土) 午前9時40分頃
(天気: 晴れ)

(2) 発生場所

(3) 相手方

(4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所職員は、ごみ排出調査及び指導業務のため、軽自動車を敷地内に駐車させた。業務終了後、車両のハンドルを右に切って発進させたが、前方左側のポールの存在に気付くのが遅れたため、ポールを破損させてしまった。

(5) 損傷の程度

甲 人身: なし
物損: なし
乙 人身: なし
物損: ステンレス製ポール(地面から高さ70cm) 1本
変形

(6) 過失割合

甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額

56,100円
(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和2年7月3日